

第1節 活動火山「雲仙岳」災害対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 (文字枠は主担当、斜字は副担当)
第1 体制の整備	●			1	市民安全対策部、企画調整対策部、 関係各部
第2 警戒活動	●			3	市民安全対策部、関係各部
第3 災害警戒本部の設置	●			3	市民安全対策部、関係各部
第4 災害警戒本部拡大体制の設置	●			4	市民安全対策部、関係各部
第5 災害対策本部の設置	●			4	市民安全対策部、関係各部
第6 災害対策本部の運営	●			6	市民安全対策部、関係各部
第7 雲仙岳火山防災協議会への参加	●	●		6	市民安全対策部、関係各部
第8 情報の収集、伝達	●			6	市民安全対策部、関係各部
第9 警戒、規制	●			13	市民安全対策部、関係各部
第10 避難対策	●	●		15	市民安全対策部、福祉保健対策部、 関係各部
第11 雲仙岳災害応急対策活動		●		17	市民安全対策部、関係各部、消防本部

第1 体制の整備

市は、活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）に基づき、活動火山である雲仙岳の火山活動に伴い各種災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民、登山者その他の者（以下、「住民等」という。）の生命、身体及び財産の安全を図るため、火山現象等に関する情報の収集及び伝達、警戒避難、救出等、市民等への情報伝達体制等必要な措置をとるとともに、国、県、及び関係機関と密接な連携を図る。

1 職員の動員配備

災害時の職員の配備は、火山現象に関する予報及び警報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。

噴火警報等の発表により災害発生が予測される場合は、関係情報の収集等を行うため市民安全課に災害警戒本部を設置する。災害警戒本部設置後、噴火状況等がさらに悪化し局地的な災害発生が予測される場合は、警戒体制を強化するため、「島原市災害対策本部」設置前の段階として、市民部長を本部長とする災害警戒本部体制（第2配備）を設置する。

さらに、市域で災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

■配備基準【雲仙岳災害】

配備体制	配備基準	活動内容	配備数
警戒体制 市安	○ 雲仙岳に、噴火予報【噴火警戒レベル1】が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	・火山情報等の収集、警戒 ・状況に応じて火口内への立入規制	市民安全課の一部)(2)
災害警戒本部	○ 雲仙岳に、噴火警報（火口周辺規制）【噴火警戒レベル2】が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	・火山情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・火口周辺への立入規制	市民安全課(8) 避難所開設が予想される場合以下も招集(37) ・部長・市長公室・福祉課 ・総務課・応急対策班の一部 ・避難所開設員の一部
	○ 雲仙岳に、噴火警報（火口周辺）【噴火警戒レベル3】が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	・被害調査 ・局部的な応急対策活動 ・登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制 ・状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等	・課長等 ・避難所開設員(130)※
災害対策本部	○ 雲仙岳に、噴火警報【噴火警戒レベル4】が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	・高齢者等の要配慮者の避難 ・応急対策活動	各対策部の災害対応に必要な人数(200)※
	○ 雲仙岳に、噴火警報【噴火警戒レベル5】が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある場合	・危険な地域から避難等 ・応急対策活動	全職員(355)※

※詳細については災害配備計画を参照

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

3 参集場所

各職員の参集場所は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

4 参集の報告

参集した職員の報告は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

5 配備人員

各配備体制における配備人員は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

6 職員の動員要請

職員の動員要請は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

第2 警戒活動

1 警戒活動

市民安全課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認める時は、防災担当職員（市民安全課）を配備する。

■警戒体制の設置基準

- 雲仙岳に、噴火予報【噴火警報レベル1】が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合

2 活動内容

雲仙岳災害警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 火山情報等の収集、警戒

第3 災害警戒本部（第1配備）の設置

1 災害警戒本部の設置

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民安全課に災害警戒本部（第1配備）を設置し、雲仙岳災害警戒配備体制として担当職員を配備する。また、局地的な災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部の設置基準

- 雲仙岳に、噴火警報（火口周辺）【噴火警報レベル2】が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

2 設置、指揮の権限

市民安全課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

- | | |
|-------------|-------------|
| 第1順位 災害対策班長 | 第2順位 地域防災班長 |
|-------------|-------------|

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 火山情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 住民への火山情報等の伝達

4 災害警戒本部の解散等

市民安全課長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市民部長の判断による災害警戒本部体制（第2配備）、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められる時は、災害警戒本部を解散する

第4 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

1 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

市民部長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民部長を本部長として各部長をもって災害警戒本部体制（第2配備）を設置し、雲仙岳災害警戒配備体制として応急対策班及び第1配備の一部要員を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部体制（第2配備）の設置基準

- 雲仙岳に、噴火警報（火口周辺）【噴火警報レベル3】が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

2 設置、指揮の権限

市民部長は、災害警戒本部体制（第2配備）の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| 第1順位 市民安全課長 | 第2順位 総務部長 | 第3順位 市長公室長 |
|-------------|-----------|------------|

3 活動内容

災害警戒本部体制（第2配備）の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 火山情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 被害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への火山情報等の伝達

4 災害警戒本部体制（第2配備）の解散等

市民部長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部体制（第2配備）を解散する

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

活動火山対策特別措置法の規定に基づき、必要があると認める時は、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて第3配備、第4配備の担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 雲仙岳に、噴火警報（居住地域）【噴火警戒レベル4】が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合
- 雲仙岳に、噴火警報（居住地域）【噴火警戒レベル5】が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所 本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできない時は、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次の施設に本部を移設する。

有明支所

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた時は、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（市長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

また、本部長（市長）は、現地の災害応急対策が概ね終了した時、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消した時は、現地災害対策本部を解散する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（市長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ① 被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関対策本部への連絡
- ② 要望の把握、災害対策本部への伝達
- ③ 必要により関係機関との調整会議の実施

(3) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要する時は、本部長（市長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示の発令
- 緊急安全確保の発令
- 警戒区域の設定
- 通行規制

3 災害対策本部の解散

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール・ライン等
報 道 機 関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

第6 災害対策本部の運営

第3章第1節第6 災害対策本部の運営を参照。

第7 雲仙岳火山防災協議会への参加

1 雲仙岳火山防災協議会

長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、雲仙岳火山防災協議会を共同で設置するものとし、雲仙岳だけで想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備において、雲仙岳火山防災協議会で構成員とともに、協議を行うものとする。

※ 資料編 5-3 雲仙岳火山防災協議会規約

※ ハ 5-4 雲仙岳噴火警戒レベルに係る防災対応についての申し合わせ

2 雲仙岳火山防災協議会の所掌事務

雲仙岳火山防災協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 長崎県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号の掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 溶岩ドームの調査・観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項
(避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関することを含む。)

第8 情報の収集、伝達

1 協議会の構成員における情報の伝達・共有

島原市は、あらかじめ火山に関して収集する情報とその発信元を整備し、噴火時等において、迅速かつ適切に必要な情報を住民・登山者等に伝達する。

2 収集・整理する情報

■ 火山現象に関する予報及び警報

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	<p>噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は、「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。</p> <p>「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p>	気象庁 (福岡管区気象台)
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。	同上
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。	同上
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</p> <p>噴火速報は以下のようの場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。（※） ・このほか社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>	同上
火山の状況に関する解説情報（臨時）	現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。	同上
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	同上

■噴火警戒レベルごとの火山活動の状況、対応、現象等

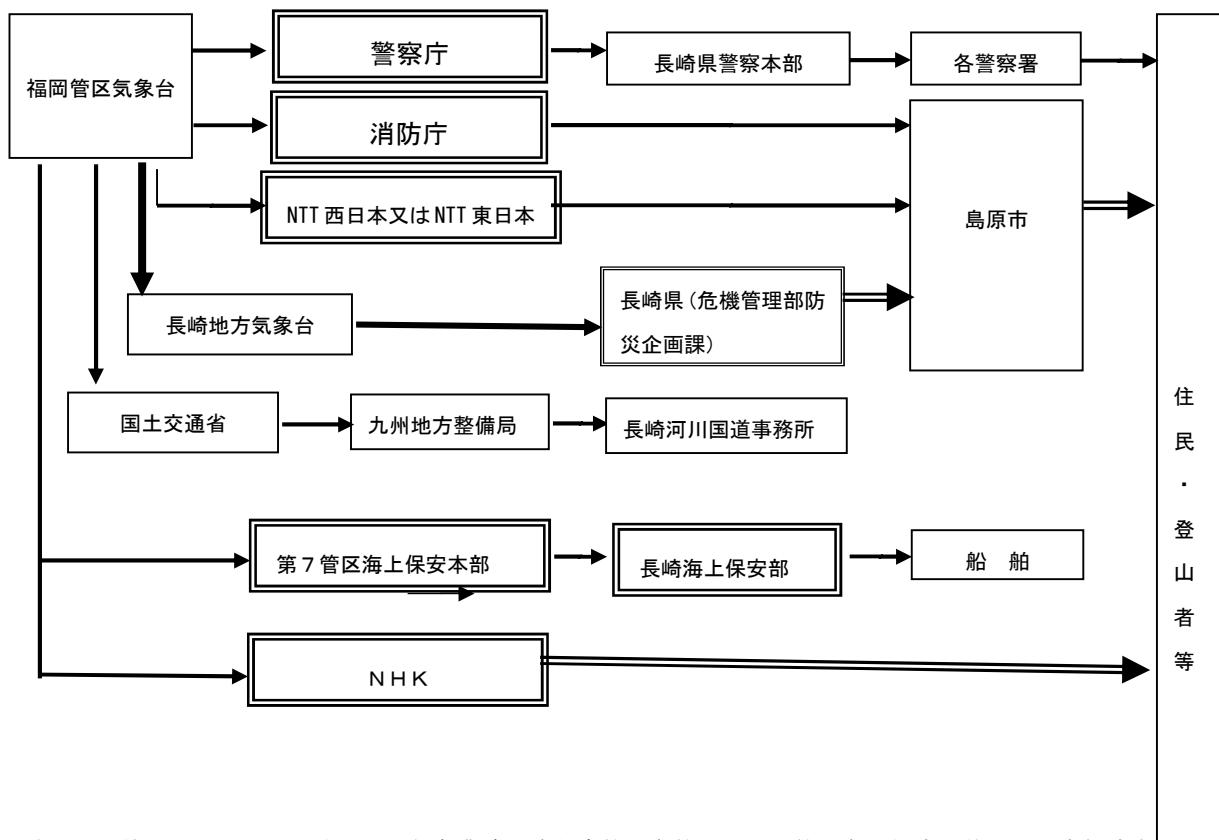
種別	名称	対象範囲	キ レベル	火山活動の状況	住民、登山者・入山者等の行動	自治体等の対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 難避	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等	危険な居住地域に避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火碎流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792年噴火の事例】 溶岩流(新焼谷容岩)が火口から約2.7kmまで流下 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年5月26日：火碎流(火口から約2.5kmまで流下) ●噴火が発生し、大きな噴石や火碎流、溶岩流が居住地域に到達 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年6月3日：火碎流(火口から約4.3kmまで流下) 1991年7月19日：火碎流(火口から約5.6kmまで流下)
			4 難避	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等	警戒が必要な居住地域に高齢者等避難を発令	<ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石や火碎流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年5月24日：火碎流が発生
火口周辺警報	噴火警報	火口から既往山入で	3 居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 登山しない、入山しない。 (住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等	登山禁止 ・入山規制等、危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火碎流、溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年の噴火の事例】 1991年5月12日頃：山体東部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日：火山性微動の急増 1991年5月13日：山体東部の膨張を示す明瞭な地震変動 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火碎流、溶岩流の流下 【1663年の噴火の事例】 溶岩流(古焼谷容岩)が火口から約1kmまで流下
			2 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される。	(登山者等) 火口周辺に立ち入らない。	火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火碎流、溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年の噴火の事例】 1990年10月23日、10月31日：火山性地震の増加 1990年10月：火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火碎流、溶岩流の流下。 【1990年～1996年の噴火の事例】 1990年11月17日：噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1 に意留であること	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	(登山者等) 状況に応じて火口内へ立入らない。 (住民等) 住民は通常の生活。	状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きなものとする。

注2) 各レベルにおける警報が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が限定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。

注3) 想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を発表する。

■噴火予報・警報の伝達系統図



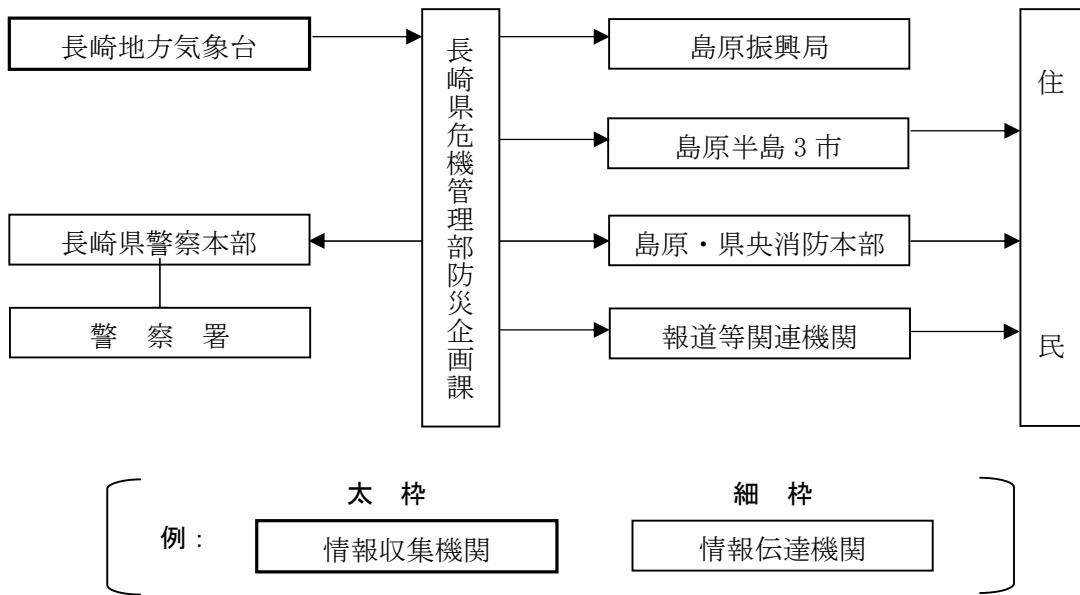
- 注)・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注)・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- 注)・太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路

3 その他の火山関係情報

市や関係機関及び関係団体は、気象庁による噴火警報・噴火予報等以外の各種関連情報の積極的入手に努めるとともに、災害対策基本法第54条第4項に該当する情報については、気象庁（長崎地方気象台）に通報するとともに、特異な情報については、速やかに県への通報を行う。

(1) 伝達系統

■各種火山関連情報の伝達系統



(2) その他各種関連情報

その他各種関連情報には、次のような情報がある。

■その他各種関連情報

区分	概要
降灰予報	気象庁は以下の3種類の降灰予報を提供する。
降灰予報 (定時)	<p>噴火警報発表中の火山で噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表</p> <p>18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</p>
降灰予報 (速報)	<p>噴火が発生した火山^{*1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表</p> <p>噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</p> <p>* 1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表</p> <p>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が、「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p>
降灰予報 (詳細)	<p>噴火が発生した火山^{*2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表</p> <p>噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供</p> <p>* 2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</p> <p>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表</p>

火山ガス予報	福岡管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で気象庁（及び福岡管区気象台）が発表する。
火山現象に関する情報等	福岡管区気象台が噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため臨時及び定期的に発表する
月間火山概況	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後、直ちにお知らせするために発表する。
噴火速報	<p>噴火発生の事実を迅速に発表する情報。</p> <p>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される。</p> <p>噴火速報は以下のようの場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。（※） ・このほか社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生をお知らせする情報です。火山が噴火したことをいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表します。</p> <p>噴火が発生した事実を速やかにお知らせするため、火山名と噴火した時間のみの情報です。</p>

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上 1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級とるべき行動等

名称	表現例			影響とるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≤厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1 ~0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稻等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のボイント故障等により運転見合せのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目にに入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(3) 観測体制

観測機器等及び協力体制は次のとおりである。

■協力体制

機 関	構 成
大学機関合同観測班	北大・東北大・茨城大・宇都宮大・群馬大・東大・東工大・名古屋大・京大・神戸大・島根大・九大・熊本大・鹿児島大等の各大学陣により随時交代で観測

国 の 機 関	文部科学省（空中から地表面の温度を測定） 海上保安部（有明海の海底調査） 経済産業省（光波による地形の変動等の観測） 国土地理院（人工衛星を利用した空中からの地形観測） 国土交通省【大野木場監視所】 （溶岩ドーム、ガリーの監視所、無人化施行の操作室、資機材の備蓄庫、避難所）
---------	---

※ 資料編 2-12 観測機器及び監視装置

4 市民・観光客及び登山者等への情報伝達

- (1) 市民安全対策部は、火山対策情報を受けた時は、地域防災計画に定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関、団体及び住民等に伝達するものとする。

■活動内容

- 火山情報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線機、緊急速報メール、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。
- 観光客等へは、今後導入が予定されている災害・防災情報を付加することが可能な観光情報システム（iBeaconとスマートフォンアプリを活用した自動情報提供システム）を活用するとともに、観光・宿泊施設や駅・ターミナル等における情報提供を実施する。

(2) 登山者等に対する周知

① 平常時

登山者等に以下の内容を周知し、注意を喚起する。

- ア 雲仙岳が活火山であること（ハザードマップ、雲仙岳登山道路マップの携行及びヘルメットの装着）
- イ 突発的に噴火した場合の緊急退避施設や身の守り方、退避経路等の確認
- ウ 異常発見時の連絡先の確認
- エ その他必要な事項（情報周知を行う箇所、登山届、警戒が必要な場所等）

② 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

防災行政無線やエリアメール、HP等における情報提供及び主要観光施設や登山道における看板等による周知など登山者等に対し必要な情報提供を行う。

5 噴火速報の伝達

市は、県及び気象庁等から噴火速報の通報を受けた場合は、関係機関等との協力を得て、防災行政無線の活用、広報車による呼び掛け、登山口への情報の提供及びインターネット・防災情報のメール配信サービスによる周知等各種方法を活用して適切な情報伝達を実施する。

第9 警戒、規制

1 平常時及び火山活動が活発化し始めた場合（噴火警戒レベル1）

(1) 想 定

火山活動が活発化し始めた場合とは、「噴火警戒レベル1を維持しているが、群発地震の発生により火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されるなど雲仙岳に何らかの異常現象が発生している場合」を示す。

(2) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

警戒区域を除き火口周辺等の入山規制は実施せず、通常対応

2 噴火警戒レベルが引き上げられた場合(噴火警戒レベル2・3)

(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

① 噴火警戒レベル2

想定火口域の縁から概ね0.5km以内について立ち入りを規制するものとする。

② 噴火警戒レベル3

想定火口域の縁から概ね1km以内について立ち入りを規制するものとする。

(2) 噴火警戒レベルに応じた規制

下表のとおりとする。

■規制箇所、規制範囲、規制実施機関及び規制方法

	規制箇所	規制範囲	規制実施機関	規制方法
噴 火 警 戒 レ ベ ル 2	仁田峠駅そば (アザミ谷方面登山道入口)(妙見岳方面登山道入口)	登山道 (仁田峠駅～紅葉茶屋～鳩穴分かれ～鬼人谷口～吹越分けれ～仁田峠)	島原振興局総務課及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	第2吹越 (吹越トンネルそば)	九州自然歩道 (第2吹越～吹越分かれ)	島原振興局総務課及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
噴 火 警 戒 レ ベ ル 3	上大野木場登山口	上大野木場仁田峠線 (上大野木場登山口～仁田峠)	島原振興局総務課及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	池之原園地	九州自然歩道 (池の原園地～仁田峠)	島原振興局総務課及び公園監視員	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	市道小浜仁田峠循環道路(入口：国道57号側)	市道千本木島原線～	雲仙市管理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	深江林道	深江林道	南島原市	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	垂木台地 森林公園付近	県道千本木線島原～平成新山ネイチャーセンター	島原振興局管理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ

3 居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(噴火警戒レベル4又は5)

(1) 火山活動の状況及び規制

① 活動の状況

ア 噴火警戒レベル4の場合

居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

イ 噴火警戒レベル5の場合

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合

② 規制

当時の状況により危険区域に通ずる道路等の規制を実施する。

■規制施設・規制実施機関一覧

	規制施設	規制実施機関
噴火警戒レベル3	雲仙ロープウェイ（両駅舎、事務所）	雲仙ロープウェイ
	仁田峠インフォメーションセンター	雲仙市
	仁田峠園地	雲仙市
	池の原園地	雲仙市
	平成新山ネイチャーセンター	島原市
	垂木台森林公园	島原市

4 突発的な噴火が発生した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）

火口周辺規制及び入山規制の範囲

発表された噴火警戒レベルに応じて前項2(2)項のとおり、登山道及び道路規制を行う。

第10 避難対策

1 避難の基本的な方針

- (1) 本計画に定めることの他に、雲仙岳の噴火等による災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、雲仙岳火山防災計画に沿った対応をとるものとする。
- (2) 市は、雲仙岳火山防災協議会において火山地域の特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、登山者・住民の属性に応じて避難のタイミング、避難の方向(避難先)、避難の方向について基本方針を共有する。
- (3) 雲仙岳火山防災協議会の協議を経て、火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオ及び雲仙岳の噴火警戒レベルを基にした防災対応（入山規制、避難指示等）を定めておくものとする。
- (4) 噴火時の避難は、登山者、住民等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。
- (5) 火碎流、溶岩流、火山性ガスからの避難においては、できるだけ谷や川を避けて行うものとする。
- (6) 噴石からの避難においては退避壕、退避舎等の施設の他、岩陰や風穴等の身を隠すことができる場所を地図（県）に明示し、活用するものとする。
- (7) 雲仙岳山頂部の登山道における登山者の避難に関しては、雲仙市が一体的に取り扱うものとする。
- (8) 登山道以外の場所において、市の区域を越えて避難もしくは救助が必要となった場合は、市からの調整要請に基づき、長崎県が広域的な調整を行うものとする。

2 避難の指示等

避難の指示等は、次のとおりとする。

また、避難指示等の検討については、必要に応じて県及び関係機関等に対し助言を求める。

■避難情報の発令基準

区分	発令基準	備考
高齢者等避難	○ 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 (噴火警戒レベル4)	○ 県、雲仙火山防災協議会及び関係機関等の意見等を踏まえて総合的に判断する。
避難指示	○ 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは緊迫している場合	

3 噴火警戒レベルに応じた避難要領

(1) 噴火警戒レベル2又は3の場合

① 避難対象者

ア 噴火警戒レベル2の場合

想定火口域の縁から概ね500m以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象とする。

イ 噴火警戒レベル3の場合

想定火口域の縁から概ね1km以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象とする。

② 避難者への対応

市は、避難対象者に対し、規制範囲外への避難を呼びかけ、誘導を行う。必要に応じて避難指示等を発令する。

また、状況により、登山者等の避難誘導や輸送支援の協力をする。

③ 突発的な噴火が発生した場合

突発的な噴火に遭遇した場合は、登山者自らの緊急避難行動が重要である。緊急退避後、入山規制範囲内にいる登山者等を規制範囲外へ避難させる際には、火山活動の状況等を踏まえて協議会での対応を協議し、登山者等の避難誘導を行う。

(2) 噴火警戒レベル4又は5の場合

① 避難対象地域と避難対象者及び避難要領は、「雲仙岳火山防災計画」の表9-1によるもの

とする。

② 当時の状況により、火山活動の状況等を踏まえて協議会での検討に基づき対応を協議する。必要により、避難指示等を発令するとともに、避難誘導を行う。

※ 資料編 5-5 雲仙岳噴火警戒レベルに係る防災対応についての申し合わせ

※ 資料編 5-6 雲仙岳火山防災計画（別冊）

③ 大規模な噴火時は、島原市靈丘公園体育館・弓道場を第2次避難所として開設運用する。

4 警戒区域及び避難対象地域の設定

警戒区域及び避難対象地域は、雲仙岳火山防災協議会において災害予想範囲及び危険度を検討して、市長が発表する。警戒区域及び避難対象地域は定期的に見直す必要があるため期限を設定し、その都度、雲仙岳火山防災協議会において検討され、期間の延長及び区域の変更等を行う。状況が急変し、区域を見直す必要が生じた時は、直ちに雲仙岳火山防災協議会、雲仙岳警戒区域等の調整会議を開催し、区域等の変更を行う。ただし、火山現象等により市民等の生命及び身体に危険が切迫していると判断した時は、2項避難の指示等に定めるところにより、避難の指示を行う。

5 避難促進施設等の管理者等

火山の噴火の発生により、利用者並びに観光客等を避難させる必要のある避難促進施設の所有者又は管理者等は、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、その状況について市長に報告をしなければならない。

第11 雲仙岳災害応急対策活動

雲仙岳災害応急対策活動は、第3章第7節 救助・救急・消防活動、第8節 医療・救護活動、第9節 交通対策・緊急輸送、第11節 要配慮者等対策、第12節 生活救援活動、第14節 防疫・清掃活動、第15節 遺体の処理・埋葬、第16節 文教対策、第17節 公共施設等の応急対策に定めるところによる。

第2節 溶岩ドーム崩壊災害対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 (文字枠は主担当、斜字は副担当)
第1 体制の整備	●			19	市民安全対策部、企画調整対策部、 関係各部
第2 警戒活動	●			21	市民安全対策部、関係各部
第3 災害警戒本部の設置	●			21	市民安全対策部、関係各部
第4 災害警戒本部拡大体制の設置	●			22	市民安全対策部、関係各部
第5 災害対策本部の設置	●			23	市民安全対策部、関係各部
第6 災害対策本部の運営	●			24	市民安全対策部、関係各部
第7 雲仙岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会等への参加	●	●		25	市民安全対策部、関係各部
第8 関係機関の対応	●			25	市民安全対策部、関係機関
第9 情報の収集、伝達	●			25	市民安全対策部、関係各部
第10 避難対策	●	●		26	市民安全対策部、福祉保健対策部、 関係各部
第11 溶岩ドーム崩壊災害応急対策活動		●		27	市民安全対策部、消防本部、関係各部
第12 溶岩ドーム崩壊対応基準		●		28	市民安全対策部、関係各部[b1]
第13 復旧復興に係わる支援の要請		●		28	市民安全対策部、関係各部[b2]

第1 体制の整備

市は、雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊により被害が発生するおそれがある場合に、市・県・関係市町・指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に連携協力しながら、関係住民等の生命、身体及び財産の安全を図るために情報の収集及び伝達、警戒避難、救出等必要な措置をとる。

1 職員の動員配備

災害時の職員の配備は、溶岩ドーム崩壊等に関する情報に基づき、次の配備基準により行う。溶岩ドーム崩壊に関する情報により、災害発生が予想される場合は、関係情報の収集を行うため、市民安全課に災害警戒本部（第1配備）を設置する。災害警戒本部設置後、溶岩ドームの状態がさらに悪化し、局地的な災害発生が予想される場合は、警戒本部を強化するため、市民部長を本部長とする「災害警戒本部体制（第2配備）」を設置する。

さらに、甚大な災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、防災活動体制を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

■配備基準【溶岩ドーム崩壊災害】

配備体制		配備基準	活動内容	配備数
警戒体制	市安	○ 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準(監視基準)を超過する変化が見られる場合	・溶岩ドーム挙動等情報の収集、警戒	市民安全課の一部)(2)
災害警戒本部	第1	○ 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準(監視基準)を超過する変化が見られ、今後溶岩ドームの変位が増大されると見込まれる場合	・溶岩ドーム挙動等情報の収集・伝達、警戒 ・連絡調整	市民安全課(8) 避難所開設が予想される場合以下も招集(37) ・部長・市長公室・福祉課 ・総務課・応急対策班の一部 ・避難所開設員の一部
	第2	○ 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準(監視基準)を超過し、「雲仙岳火山防災協議会(溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会)」において、崩壊の危険性が認められた場合	・溶岩ドーム挙動等情報の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・被害調査 ・局部的な応急対策活動	・課長等 ・避難所開設員(130)※
災害対策本部	第3	○ 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準(監視基準)を超過し、「雲仙岳火山防災協議会(溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会)」において、崩壊の危険性が緊迫していると認められた場合 ○ 溶岩ドームの崩壊により被害が発生し、またはその恐れがある場合	・応急対策活動	各対策部の災害対応に必要な人数(200)※
	第4	○ 溶岩ドームの崩壊により、市民への大規模な被害が発生またはその恐れがある場合	・応急対策活動	全職員(355)※
※配備数の詳細については、災害配備計画を参照				

※ 資料編 18 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊災害に伴う監視基準

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

3 参集場所

各職員の参集場所は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

4 参集の報告

参集した職員の報告は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

5 配備人員

各配備体制における配備人員は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

6 職員の動員要請

職員の動員要請は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

第2 警戒活動**1 警戒活動**

市民安全課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認める時は、防災担当職員（市民安全課）を配備する。

■警戒体制の設置基準

- 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準（監視基準）を超過する変化が見られる場合

2 活動内容

溶岩ドーム崩壊災害警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 溶岩ドーム挙動等情報の収集、警戒

第3 災害警戒本部の設置**1 災害警戒本部の設置**

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民安全課に災害警戒本部を設置し、溶岩ドーム崩壊災害警戒配備体制として担当職員を配備する。また、局地的な災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部の設置基準

- 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準（監視基準）を超過する変化が見られ、今後溶岩ドームの変位が増大されると見込まれる場合

2 設置、指揮の権限

市民安全課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 災害対策班長	第2順位 地域防災班長
-------------	-------------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 溶岩ドーム崩壊情報の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 住民への情報等の伝達

4 災害警戒本部の解散等

市民安全課長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市民部長の判断による災害警戒本部体制（第2配備）、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部を解散する。

第4 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

1 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

市民部長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民部長を本部長として各部長等をもって災害警戒本部体制（第2配備）を設置し、溶岩ドーム崩壊災害警戒配備体制として応急対策班及び第2配備要員を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部拡大体制の設置基準

- 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準（監視基準）を超過し、「雲仙岳火山防災協議会（溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会・臨時委員会）」において、崩壊の危険性が認められた場合

2 設置、指揮の権限

市民部長は、災害警戒本部体制（第2配備）の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 市民安全課長	第2順位 総務部長	第3順位 市長公室長
-------------	-----------	------------

3 活動内容

災害警戒本部体制（第2配備）の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 溶岩ドーム挙動等情報の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 被害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への情報等の伝達

4 災害警戒本部体制（第2配備）の解散等

市民部長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部体制（第2配備）を解散する。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき、必要があると認める時は、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて第3配備、第4配備の担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

★ 第2配備基準

- 溶岩ドーム挙動等において即時・短期・長期対応基準（監視基準）を超過し、「溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会（臨時委員会）」において、崩壊の危険性が緊迫していると認められた場合
- 溶岩ドームの崩壊により被害が発生し、またはその恐れがある場合

★ 第3配備基準

- 溶岩ドームの崩壊により、市民への大規模な被害が発生またはその恐れがある場合

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所 本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできない時は、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次の施設に本部を移設する。

有明庁舎

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた時は、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（市長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

また、本部長（市長）は、現地の災害応急対策が概ね終了した時、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消した時は、現地災害対策本部を解散する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（市長）が副本部長、本部員、他の職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ① 被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関対策本部への連絡
- ② 要望の把握、災害対策本部への伝達
- ③ 必要により関係機関との調整会議の実施

(3) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要する時は、本部長（市長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示の発令
- 緊急安全確保の発令
- 警戒区域の設定
- 通行規制

3 災害対策本部の解散

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	<input type="radio"/> 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関 係 機 関	<input type="radio"/> 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市 民 等	<input type="radio"/> 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール・ライン等
報 道 機 関	<input type="radio"/> 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

第6 災害対策本部の運営

第3章第1節第6 災害対策本部の運営を参照。

第7 雲仙岳火山防災協議会（溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会）への参加

1 雲仙岳火山防災協議会への参加

市長は、島原半島3市と県が事務局である雲仙岳火山防災協議会のなかに「溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会」を新たに設置し、ソフト対策検討委員会の機能を維持したまま、引き続き溶岩ドーム崩壊への対応を実施する分科会に参加する。

※ 資料編 5-3 雲仙岳火山防災協議会規約

2 臨時の溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会への参加

市長は、溶岩ドームの挙動に異常が認められた場合や緊急時等、臨時に分科会を開催する必要があると認められる際は、分科会長が必要と認める分科会員で臨時に開催する臨時分科会に参加する。

3 合同会議への参加

市長又は市民安全対策部は、必要に応じ、溶岩ドームの崩壊又はその恐れがあると認められる場合は災害情報の共有や今後の対応及び役割分担等について関係機関等が一同に会し、協議する合同会議に参加する。

第8 関係機関の対応

○ 溶岩ドームの状態について、関係機関の事後の対応を容易にするためにフェーズ区分を設けて、認識の統一を図る。

○ フェーズ区分

- フェーズI : 通常期。現在がこれにあたる。
- フェーズII : 基準超過後の初動期、目安として1～3日程度分科会に提供する情報の収集
- フェーズIII : フェーズIIにおける観測等の結果、大きな変動が継続又は複数の観測機器で超過しているのが認められない場合を指す。
県は観測値に加速又は安定化傾向が見られる場合に招集する臨時分科会において、危険と判断された場合の基準見直し等の情報や、安定と判断された場合はフェーズIに移行する等の判断基準となる情報の収集に努めるものとする。

*資料編 16 土砂災害等の対応に係わる連携要領（案）

*資料編 17 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊を想定した防災行動計画（タイムライン）

*資料編 18 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊に伴う監視基準及び組み合わせ基準

*資料編 19 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊災害に伴うフェーズ区分

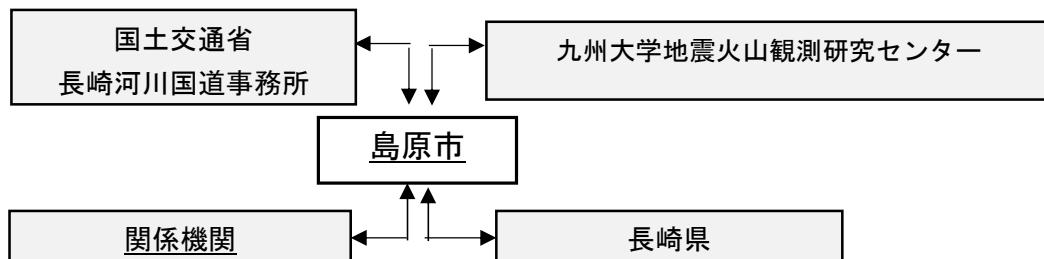
第9 情報の収集、伝達

1 溶岩ドーム挙動監視体制・情報伝達

市は、溶岩ドームに異常が認められた場合、早期に崩壊情報の収集を図るため、県、国土交通省長崎河川国道事務所、九州大学地震火山観測研究センター及び関係機関等と強固な伝達体制を構築する。

この際、溶岩ドームの変化に伴い、雲仙砂防管理センターの溶岩ドーム情報発信システムにより配信される情報については、職員を指定して受信する体制を構築する。

■溶岩ドーム挙動監視体制



2 市民・観光客等への情報伝達

市民安全対策部は、長崎河川国道事務所による溶岩ドームの挙動の観測情報に異常が確認され、定められた監視基準を超過した場合、危険情報が長崎河川国道事務所から提供され、これを受けた時は、防災行政無線、防災メール及び広報車等あらゆる伝達手段をもって速やかに住民等に伝達する。

市民安全対策部は、雲仙砂防管理センターによる溶岩ドームの挙動の観測情報に異常が確認され、「雲仙岳火山防災協議会 溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会」において定められた暫定監視基準を超過した場合、危険情報が雲仙復興事務所から提供され、これを受けた時は、防災行政無線、防災メール及び広報車等あらゆる伝達手段をもって速やかに住民等に伝達する。

■活動内容

- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。
- 観光客等へは、今後導入が予定されている災害・防災情報を付加することが可能な観光情報システム（iBeaconとスマートフォンアプリを活用した自動情報提供システム）を活用する。

第10 避難対策

1 避難の指示等

避難の指示等は、次のとおりとする。

また、避難の指示等の検討については、必要に応じて県、国土交通省長崎河川国道事務所に対し助言を求める。

■避難情報の発令基準

区分	発令基準	備考
高齢者等避難	○ 溶岩ドームの挙動において変化が見られ、崩壊の危険性が認められた場合	○ 国土交通省長崎河川国道事務所及び臨時の溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会の意見等を踏まえて総合的に判断する。
避難指示	○ 溶岩ドームの挙動において変化が見られ、崩壊の危険性が緊迫している場合 ○ 溶岩ドームの崩壊により被害が発生又は、その恐れがある場合	

2 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、安中地区を対象とし、第3章第10節第2 警戒区域の設定のとおりと

する。

3 避難対象及び方法等

(1) 避難対象地域

避難対象地域は、安中地区とする。

(2) 避難方法

① 崩壊までに比較的余裕がある場合

避難情報等の発令及び警戒区域が指定された場合、避難対象者は、速やかに警戒区域から脱出する。これができるない場合は、最寄りの中継指定避難所(町内会等公民館)に集合し、そこから消防団、民間車両、近傍住民及び自衛隊の車両等により警戒区域外に移動する。

一次避難場所及び避難経路等の避難行動の細部要領は、「溶岩ドーム崩壊を想定した防災行動計画(防災マップを含む。)」によるものとする。

道路の損壊等により陸上輸送ができない場合は、海上輸送のために海上自衛隊、海上保安庁及び民間に協力を要請する。

② 突発的に崩壊する場合

避難対象者は、速やかに危険区域から脱出する。これができるない場合は、保全対象までの到達時間が数分であることから安全区域への避難が困難な場合は、堅固な建物及び2階等への安全確保措置を検討する。

(3) 指定避難所の指定

溶岩ドーム崩壊影響範囲図のケース1～ケース5においては、島原中央高校及び新湊町集合避難施設とする。

また、状況により、近隣市への避難を考慮する。

その他、避難誘導に関しては、第3章第10節第3 避難誘導に定めるところによる。

4 指定避難所の開設

指定避難所の開設に関しては、第3章第10節第5 指定避難所の開設に定めるところによる。

この際、島原市靈丘公園体育館・弓道場を第2次避難所として開設運用する。

5 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関しては、第3章第10節第6 指定避難所の運営に定めるところによる。

第11 溶岩ドーム崩壊災害応急対策活動

1 崩壊につながる現象（地震・降雨）の基準値を超過する現象が生じた場合

雲仙岳火山防災協議会（溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会）において検討されている溶岩ドーム崩壊につながる現象（地震・降雨）の基準値を超過する現象が生じた場合、溶岩ドーム崩壊を想定した事前防災行動計画に基づき対応を行うものとする。

2 応急対策が困難な場合

溶岩ドーム崩壊により、大規模な被害が発生し、市での応急対策が困難であると判断される場合は、災害対策基本法第64条並びに第65条の定めるところによる応急措置を、同法第73条及び第78条に定めるとおり県および国土交通省がその一部又は全部を代行する。

3 その他の応急対策活動

溶岩ドーム崩壊災害応急対策活動は、第3章第7節 救助・救急・消防活動、第8節 医療・救護活動、第9節 交通対策・緊急輸送、第11節 要配慮者等対策、第12節 生活救援活動、第14節 防疫・清掃活動、第15節 遺体の処理・埋葬、第16節 文教対策、第17節 公共施設等の応急対策に定めるところによる。

資料編 第17 溶岩ドーム崩壊を想定した事前防災行動計画

第12 溶岩ドーム崩壊対応基準

対応基準の区分

対応基準の区分については以下のとおりとする。

区分	説明	対応方針
即時対応	大規模崩壊又は前兆傾向が開始した可能性がある 最悪だと5分程度で到達するが、それ以上の余裕がある可能性もある	雲仙砂防管理センターは県及び市等へ必要な情報を提供する。
短期対応	数日程度以内に大規模崩壊が発生する可能性がある。(ただし結果的に崩壊しないまま長期化する可能性もある。)	切迫度合いに応じて雲仙砂防管理センターは県及び市等への必要な情報を提供する。 県は必要に応じて臨時分科会を開催し対応協議などを行う。
長期対応	ロープの挙動が変化し、大規模崩壊までの猶予時間が早まった可能性がある。	県は必要に応じ臨時分科会を開催し、状態の解釈対応を協議する。

第13 復旧復興に係る支援の要請

溶岩ドーム崩壊した後にも、残存土砂の再崩壊等の危険性が考えられることから、避難指示等の解除にあたっては、必要に応じて土砂災害防止法第32条に定めるところにより県および国土交通省に助言を求める。

第3節 眉山崩壊災害対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 (文字枠は主担当、斜字は副担当)
第1 体制の整備	●			29	市民安全対策部、企画調整対策部、 関係各部
第2 警戒活動	●			30	市民安全対策部、関係各部
第3 災害警戒本部の設置	●			31	市民安全対策部、関係各部
第4 災害警戒本部拡大体制の設置	●			31	市民安全対策部、関係各部
第5 災害対策本部の設置	●			32	市民安全対策部、関係各部
第6 災害対策本部の運営	●			34	市民安全対策部、関係各部
第7 雲仙岳火山防災協議会への参加	●			34	市民安全対策部、関係各部
第8 情報の収集、伝達	●			34	市民安全対策部、関係各部
第9 避難対策	●	●		35	市民安全対策部、福祉保健対策部、 関係各部
第10 眉山崩壊災害応急対策活動		●		36	市民安全対策部、消防本部、関係各部

第1 体制の整備

市は、眉山崩壊により被害が発生するおそれがある場合に、市・県・関係市町・指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に連携、協力しながら、関係住民・滞在者及びその他の者の生命、身体及び財産の安全を図るため、情報の収集及び伝達、警戒避難、救出等、市民等への情報伝達体制等必要な措置をとる。

1 職員の動員配備

災害時の職員の配備は、眉山山体挙動等に関する情報に基づき、次の配備基準により行う。

眉山山体挙動等に関する情報により災害発生が予測される場合は、関係情報の収集等を行うため市民安全課に災害警戒本部を設置する。災害警戒本部設置後、山体挙動等がさらに悪化し局地的な災害発生が予測される場合は、警戒体制を強化するため、「島原市災害対策本部」設置前の段階として、市民部長を本部長とする災害警戒本部拡大体制を設置する。

さらに、市域で災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

■配備基準【眉山崩壊災害】

配備体制		配備基準	活動内容	配備数
警戒体制	市安	○ 眉山山体挙動等に通常とは異なる変化が見られた場合	・眉山山体挙動等情報の収集、警戒	市民安全課の一部)(2)
災害警戒本部	第1	○ 眉山の崩壊の発生が予想される場合	・眉山山体挙動等情報の収集・伝達、警戒 ・連絡調整	市民安全課(8) 避難所開設が予想される場合以下も招集(37) ・部長 ・市長公室 ・福祉課 ・総務課 ・応急対策班の一部 ・避難所開設員の一部
	第2	○ 眉山が崩壊し、又はその恐れがあり、被害の発生が予想される場合(高齢者等避難の発令が予想される場合)	・眉山山体挙動等情報の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・被害調査 ・局部的な応急対策活動	・課長等 ・避難所開設員(130)※
災害対策本部	第3	○ 市内で相当の災害が発生、又はそのおそれがある場合(避難指示の発令が予想される場合)	・応急対策活動	各対策部の災害対応に必要な人数(200)※
	第4	○ 市全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれのある場合	・応急対策活動	全職員(355)※
※配備数の詳細については、災害配備計画を参照				

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

3 参集場所

各職員の参集場所は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

4 参集の報告

参集した職員の報告は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

5 配備人員

各配備体制における配備人員は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

6 職員の動員要請

職員の動員要請は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

第2 警戒活動

1 警戒活動

市民安全課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認める時は、防災担当職員（市民安全課）を配備する。

■警戒体制の設置基準

- 眉山山体挙動等に通常とは異なる変化が見られた場合

2 活動内容

眉山崩壊災害警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 眉山山体挙動等情報の収集、警戒

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民安全課に災害警戒本部を設置し、眉山崩壊災害警戒配備体制として担当職員を配備する。また、局地的な災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部の設置基準

- 眉山の崩壊の発生が予想される場合

2 設置、指揮の権限

市民安全課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 災害対策班長	第2順位 地域防災班長
-------------	-------------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 眉山山体挙動等情報の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 住民への情報等の伝達

4 災害警戒本部の解散等

市民安全課長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市民部長の判断による災害警戒本部体制（第2配備）、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められる時は、災害警戒本部を解散する。

第4 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

1 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

市民部長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民部長を本部長として各部長をもって災害警戒本部体制（第2配備）を設置し、眉山崩壊災害警戒配備体制として応急対策班及び第2配備の一部要員を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部体制（第2配備）の設置基準

- 眉山が崩壊し、又はその恐れがあり、被害の発生が予想される場合
- 高齢者等避難の発令が予想される場合

2 設置、指揮の権限

市民部長は、災害警戒本部体制（第2配備）の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| 第1順位 市民安全課長 | 第2順位 総務部長 | 第3順位 市長公室長 |
|-------------|-----------|------------|

3 活動内容

災害警戒本部体制（第2配備）の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 眉山山体挙動等情報の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 被害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への情報等の伝達

4 災害警戒本部体制（第2配備）の解散等

市民部長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部体制（第2配備）を解散する。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき、必要があると認める時は、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて第3配備、第4配備の担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- ★ 第2配備
- 市内で相当の災害が発生、又はそのおそれがある場合
(避難指示の発令が予想される場合)
 - 市全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所 本庁舎に置く。本庁舎が機能を全うできない場合は、本部長(市長)の判断により、予備施設(有明庁舎)に移転する。
- 状況により、必要がある場合は、県災害対策本部と一体化する。

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた時は、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（市長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

また、本部長（市長）は、現地の災害応急対策が概ね終了した時、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消した時は、現地災害対策本部を解散する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（市長）が副本部長、本部員、その他職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ① 被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関の行動等の把握
- ② 要望の把握、災害対策本部への伝達
- ③ 必要により関係機関との調整会議の実施

(3) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要する時は、本部長（市長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示の発令
- 緊急安全確保の発令
- 警戒区域の設定
- 通行規制

3 災害対策本部の解散

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール・ライン等
報 道 機 関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

第6 災害対策本部の運営

第3章第1節第6 災害対策本部の運営を参照。

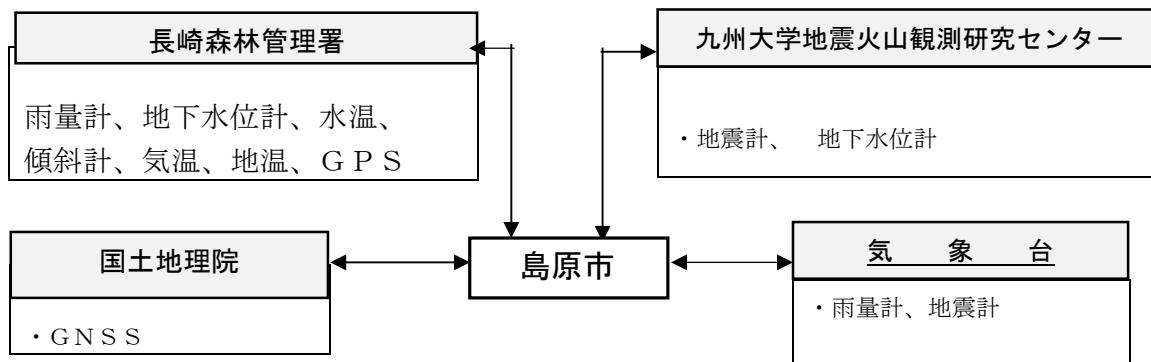
第7 雲仙岳火山防災協議会の開催

長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、雲仙岳火山防災協議会を共同で設置するものとし、雲仙岳で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備において、雲仙岳火山防災協議会で構成員とともに、協議を行うものとする。

第8 情報の収集、伝達

1 情報の収集

■眉山山体拳動監視体制



2 情報の伝達

関係機関への伝達要領については、監視体制における観測機関でデータ異常が発生した場合は、直ちに関係防災機関及び全観測機関に専用回線及びFAXにより情報伝達されるとともに、市の観測データに関しては、市から情報伝達を行う。

3 市民・観光客等への情報伝達活動

市民安全対策部は、眉山山体拳動等の情報を受けた時は、地域防災計画に定めるところにより、当該通報に係る事項を消防署、警察、消防団及び自主防災会等と連携し、住民等に伝達する。

■活動内容

- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。
- 観光客等へは、今後導入が予定されている災害・防災情報を付加することが可能な観光情報システム（iBeaconとスマートフォンアプリを活用した自動情報提供システム）を活用する。

第9 避難対策

1 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第3章第10節第2 警戒区域の設定のとおりとする。

2 避難基準

- (1) 眉山に異常現象が認められ、山体崩壊の危険があると判断された場合、市長は、雲仙岳火山防災協議会からの助言に基づき、住民に対し避難の指示等を発令する。
- (2) 市長は、避難の指示に先立ち、「高齢者等避難」を発令して要配慮者に対する早期避難を呼びかけるとともに、住民への避難準備の呼びかけを行う。
- (3) 市長は、避難が必要なくなったときは、県及び関係防災機関と協議の上避難の指示等を解除する。

3 避難対象及び方法等

- (1) 避難対象地域
避難対象地域は、杉谷、森岳、靈岳、白山及び安中地区とする。
- (2) 中継指定避難所の設置
 - ① 福祉保健対策部は、住民等の速やかな避難及び輸送の効率化を図るために安全地域内に中継避難所を設置する。
 - ② 避難中継所の位置
 - ア 北 部 三会小、三会中状況により大三東小学校、湯江小学校、有明中学校
 - イ 南 部 深江小(南島原市)、深江中(南島原市)
 - ③ 避難中継所開設時は、市職員を派遣し、消防団員、自主防災会の役員とともに、運営にあたる。
- (3) 避難方法
避難中継所までの避難方法は徒步を原則とし、福祉保健対策部は、歩行困難者及び歩行困難となった者を避難中継所まで搬送するため、避難用輸送車(民間車両等)を配置する。また、学校等にいる生徒等は、直ちに帰宅させる。
避難中継所から指定避難所への輸送は、民間車両等で搬送する。ただし、大規模な災害により多数の避難者が発生した場合や民間の協力が得られないような状況下にある場合は、自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する。
道路の決壊等により陸上輸送ができない場合は、海上自衛隊、海上保安庁及び民間に協力を要請し、指定港から長崎港等へ搬送する。
中継避難所までの経路は、幅員の広い安全な道路を避難経路として自主防災会等であらかじめ定めることとするが、必要により予備の経路も指定する。
避難用輸送車は、市が指定する避難輸送車優先道路を通行する。
- (4) 避難誘導
避難中継所へ向かう避難者は自主防災組織が誘導し、関係市職員及び消防団員は、決められた場所において、住民等の避難誘導にあたる。また、市は、県・自衛隊及び警察航空隊にヘリコプターによる避難誘導を要請する。
その他、避難誘導に関しては、第3章第10節第3 避難誘導に定めるところによる。

4 指定避難所の開設

- (1) 有明・三会地区の指定避難所を速やかに開設し、市職員を常駐させて管理、運営にあたる。

- (2) 被害が甚大で現在の指定避難所では対処できない場合は、同地区の公共施設を一時避難所として運用するとともに、県や近傍の市町に対して避難者の受入れを要請する。
- (3) 指定避難所における人員把握は、事前に配布しておいた「避難者カード」により迅速に行う。
- (4) 給食、寝具等物資の確保に努め、不足する場合は、県及び自衛隊に協力を要請する。
- (5) 指定避難所の開設に関しては、第3章第10節第5 指定避難所の開設、第6 指定避難所の運営に定めるところによる。

5 ヘリポート及び船舶発着所の指定

(1) ヘリポート

ヘリポートは、次のとおりとする。

■ヘリポート

名 称	所在地	大村からの概略所要時間 (ヘリコプター)	備 考
船泊ヘリポート	島原市船泊町丁3203-5	20分	

※ 資料編 2-10 ヘリコプター離着陸適地一覧

(2) 船舶発着所

船舶発着所は、次のとおりとする。

■船舶発着所

<input type="radio"/> 島原新港	<input type="radio"/> 島原外港	<input type="radio"/> 多比良港（雲仙市国見町）
<input type="radio"/> 布津漁港（南島原市布津町）	<input type="radio"/> 須川港（南島原市西有家町）	
<input type="radio"/> 口之津港（南島原市口之津町）	<input type="radio"/> 長崎港（長崎市）	

第10 眉山崩壊災害応急対策活動

眉山崩壊災害応急対策活動は、第3章第7節 救助・救急・消防活動、第8節 医療・救護活動、第9節 交通対策・緊急輸送、第11節 要配慮者等対策、第12節 生活救援活動、第14節 防疫・清掃活動、第15節 遺体の処理・埋葬、第16節 文教対策、第17節 公共施設等の応急対策に定めるところによる。

第4節 高潮災害対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当
					(文字枠は主担当、斜字は副担当)
第1 体制の整備	●			37	市民安全対策部、企画調整対策部、 関係各部
第2 警戒活動	●			38	市民安全対策部、関係各部
第3 災害警戒本部の設置	●			39	市民安全対策部、関係各部
第4 災害警戒本部拡大体制の設置	●			39	市民安全対策部、関係各部
第5 災害対策本部の設置	●			40	市民安全対策部、関係各部
第6 災害対策本部の運営	●			42	市民安全対策部、関係各部
第7 情報の収集、伝達	●			42	市民安全対策部、関係各部
第8 避難対策	●	●		42	市民安全対策部、福祉保健対策部、 関係各部
第9 高潮災害応急対策活動		●		44	市民安全対策部、消防本部、 関係各部

第1 体制の整備

市は、高潮により被害が発生するおそれがある場合に、地域住民並びに観光客の生命、身体及び財産の安全を図るため、気象情報等に関する情報の収集及び伝達、警戒避難、救出等、市民等への情報伝達体制等必要な措置をとるとともに、国、県、及び関係機関と密接な連携を図る。

1 職員の動員配備

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。

気象警報等の発表により災害発生が予測される場合は、関係情報の収集等を行うため市民安全課に災害警戒本部を設置する。災害警戒本部設置後、気象状況等がさらに悪化し局地的な災害発生が予測される場合は、警戒体制を強化するため、「島原市災害対策本部」設置前の段階として、市民部長を本部長とする災害警戒本部体制（第2配備）を設置する。

さらに、市域で災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

■配備基準【高潮災害】

配備体制		配備基準	活動内容	配備数
警戒体制	市安	○ 島原市に、高潮注意報が発表された場合	・気象情報等の収集、警戒	市民安全課の一部)
災害警戒本部	第 1	○ 島原市に、高潮注意報が発表された場合（警報に切り替わる可能性の高い旨に言及されている場合）	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整	市民安全課 避難所開設が予想される場合以下も招集 ・部長 ・市長公室 ・福祉課 ・総務課 ・応急対策班の一部 ・避難所開設員の一部
	第 2	○ 島原市に、高潮警報が発表され、局地的な災害が発生、又はそのおそれがある場合	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡回 ・被害調査 ・局部的な応急対策活動	・課長等 ・避難所開設員
災害対策本部	第 3	○ 島原市に高潮特別警報が発表され市内で相当の災害が発生、又はそのおそれがある場合	・応急対策活動	各対策部の災害対応に必要な人数
	第 4	○ 市沿岸部全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合	・応急対策活動	全職員

※配備数の詳細については、災害配備計画を参照

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

3 参集場所

各職員の参集場所は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

4 参集の報告

参集した職員の報告は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

5 配備人員

各配備体制における配備人員は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

6 職員の動員要請

職員の動員要請は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

第2 警戒活動

1 警戒活動

市民安全課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認

める時は、防災担当職員（市民安全課）を配備する。

■警戒体制の設置基準

- 島原市に、高潮注意報が発表された場合

2 活動内容

高潮災害警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集、警戒

第3 災害警戒本部（第1配備）の設置

1 災害警戒本部（第1配備）の設置

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民安全課に災害警戒本部（第1配備）を設置し、高潮災害警戒配備体制として担当職員を配備する。また、局地的な災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部（第1配備）の設置基準

- 島原市に、高潮注意報が発表された場合
(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合)

2 設置、指揮の権限

市民安全課長は、災害警戒本部（第1配備）の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

- | | |
|-------------|-------------|
| 第1順位 災害対策班長 | 第2順位 地域防災班長 |
|-------------|-------------|

3 活動内容

災害警戒本部（第1配備）の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 高潮災害等に関する情報収集、警戒巡視
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部体制（第1配備）の解散等

市民安全課長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市民部長の判断による災害警戒本部体制（第2配備）、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められる時は、災害警戒本部を解散する。

第4 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

1 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

市民部長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民部長を本部長として各部長

をもって災害警戒本部体制（第2配備）を設置し、高潮災害警戒配備体制として応急対策班及び第2配備の一部要員を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部体制（第2配備）の設置基準

- 島原市に、高潮警報が発表され、局地的な災害が発生、又はそのおそれがある場合
- 高齢者等避難の発令が予想される場合

2 設置、指揮の権限

市民部長は、災害警戒本部体制（第2配備）の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| 第1順位 市民安全課長 | 第2順位 総務部長 | 第3順位 市長公室長 |
|-------------|-----------|------------|

3 活動内容

災害警戒本部体制（第2配備）の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 高潮災害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部体制（第2配備）の解散等

市民部長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部体制（第2配備）を解散する。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき、必要があると認める時は、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて第3配備、第4配備の担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

■災害対策本部体制（第3配備）の設置基準

- 島原市に高潮特別警報が発表された場合。
- 市沿岸部全般にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合。
- 避難指示の発令の発令が予想される場合

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所 本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできない時は、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次の施設に本部を移設する。

有明支所

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた時は、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（市長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

また、本部長（市長）は、現地の災害応急対策が概ね終了した時、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消した時は、現地災害対策本部を解散する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（市長）が副本部長、本部員、その他職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ① 被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関対策本部への連絡
- ② 要望の把握、災害対策本部への伝達及び関係機関との現地調整
- ③ 必要により現地調整会議の実施

(3) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要する時は、本部長（市長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示の発令
- 緊急安全確保の発令
- 警戒区域の設定
- 通行規制

3 災害対策本部の解散

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール・ライン等
報 道 機 関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

第6 災害対策本部の運営

第3章第1節第6 災害対策本部の運営を参照。

第7 情報の収集、伝達

第3章第2節 情報の収集伝達、災害警戒、第3節 被害情報等の収集伝達を参照。

第8 避難対策

1 避難誘導体制

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表されたら直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの潮位高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

2 避難の指示等

避難の指示等は、第3章第10節第1 避難の指示等のとおりとする。

■避難情報の発令基準

区分	発令基準	備考
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高潮注意報が発表され、なおかつ次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 注意報から警報に切り替わる可能性が言及された場合 ② 台風情報で、台風の暴雨風域が島原市にかかると判断される場合又は台風が市に接近することが見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、気象庁及び関係機関の意見等を踏まえて総合的に判断する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高潮特別警報が発表された場合 ○ 高潮警報等が発表され、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ○ 潮位が危険潮位(3.5m:標高)を超える場合 ○ 海岸堤防の倒壊の発生及び水門、陸門等の異常 ○ 異常な越流・越波の発生 	<ul style="list-style-type: none"> *危険潮位とは、その潮位を超えると海岸堤防等を超えて浸水の恐れがあり、身体に重大な被害を及ぼす潮位

3 避難対象及び方法等**(1) 避難すべき重点地域**

高潮が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、平成24年に被害が発生した地域を避難すべき重点地域とする。

避難すべき地域
白土桃山一丁目、靈南一丁目、靈南二丁目、浦田一丁目、浦田二丁目、有馬船津町、蛭子町二丁目、津町、元船津町、湊新地町、高島二丁目

(2) 避難方法

避難対象者は、速やかに警戒すべき重点地域から立ち退き避難する。これができるない場合、または避難が遅れた場合には、垂直避難等により、最寄りの高台若しくは自宅の2階等に避難する。

(3) 指定避難所の指定

指定避難所は、第三小学校及び白山公民館とする。状況により、島原市靈丘公園体育館を活用する。

4 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、潮位が5mを超え、暴風警報の発表又は時間雨量50mm以上が2時間継続した場合並びに台風と重なった場合(24時間前から)を基本とする。

なお、状況に応じ、早めに指定避難所の開設を準備し、住民の安全を確保するとともに、防災行政無線等により住民等へ周知する。

その他、第3章第10節第5 指定避難所の開設に定めるところによる。

5 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関しては、第3章第10節第6 指定避難所の運営に定めるところによる。

第9 高潮災害応急対策活動

高潮災害応急対策活動は、第3章第7節 救助・救急・消防活動、第8節 医療・救護活動、第9節 交通対策・緊急輸送、第11節 要配慮者等対策、第12節 生活救援活動、第14節 防疫・清掃活動、第15節 遺体の処理・埋葬、第16節 文教対策、第17節 公共施設等の応急対策に定めるところによる。

第5節 大手川浸水災害対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
第1 体制の整備	●			45	市民安全対策部、企画調整対策部、 関係各部
第2 警戒活動	●			47	市民安全対策部、関係各部
第3 災害警戒本部の設置	●			47	市民安全対策部、関係各部
第4 災害警戒本部体制(第2配備) の設置	●			48	市民安全対策部、関係各部
第5 災害対策本部の設置	●			48	市民安全対策部、関係各部
第6 災害対策本部の運営	●			50	市民安全対策部、関係各部
第7 情報の収集、伝達	●			50	市民安全対策部、関係各部
第8 避難対策	●	●		51	市民安全対策部、福祉保健対策部、 関係各部
第9 浸水災害応急対策活動		●		53	市民安全対策部、消防本部、 関係各部

第1 体制の整備

市は、降雨等により被害が発生するおそれがある場合に、地域住民並びに観光客の生命、身体及び財産の安全を図るために、気象情報等に関する情報の収集及び伝達、警戒避難、救出等、市民等

への情報伝達体制等必要な措置をとるとともに、国、県、及び関係機関と密接な連携を図る。

1 職員の動員配備

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。

気象警報等の発表により災害発生が予測される場合は、関係情報の収集等を行うため市民安全課に災害警戒本部を設置する。災害警戒本部設置後、気象状況等がさらに悪化し局地的な災害発生が予測される場合は、警戒体制を強化するため、「島原市災害対策本部」設置前の段階として、市民部長を本部長とする災害警戒本部体制（第2配備）を設置する。

さらに、市域で災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

■配備基準【浸水災害】

配備体制		配備基準	活動内容	配備数
警戒体制	市安	○ 島原市に、大雨注意報が発表された場合	・気象情報等の収集、警戒	市民安全課の一部)(2)
災害警戒本部	第1	○ 島原市に、大雨警報が発表された場合	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整	市民安全課(8) 避難所開設が予想される場合以下も招集(37) ・部長・市長公室・福祉課 ・総務課・応急対策班の一部 ・避難所開設員の一部
	第2	○ 島原市に、土砂災害警戒情報が発表された場合。 ○ 島原市に大雨、暴風の特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ○局地的な災害が発生、又はそのおそれがある場合 ○台風の進路にあり、暴風域圏内に入ることがほぼ確実と判断した場合。	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡回 ・被害調査 ・局部的な応急対策活動	・課長等 ・避難所開設員(130)※
災害対策本部	第3	○ 市内で相当の災害が発生、又はそのおそれがある場合	・応急対策活動	各対策部の災害対応に必要な人数(200)※
	第4	○ 市全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合。 ○ 市沿岸部全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合	・応急対策活動	全職員(355)※

※配備数の詳細については、災害配備計画を参照

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

3 参集場所

各職員の参集場所は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

4 参集の報告

参集した職員の報告は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

5 配備人員

各配備体制における配備人員は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

6 職員の動員要請

職員の動員要請は、第3章第1節 応急活動体制のとおりとする。

第2 警戒活動

1 警戒活動

市民安全課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認める時は、防災担当職員（市民安全課）を配備する。

■警戒体制の設置基準

- 島原市に、高潮注意報が発表された場合

2 活動内容

高潮災害警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集、警戒
- 河川の水位情報等の収集

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民安全課に災害警戒本部を設置し、高潮災害警戒配備体制として担当職員を配備する。また、局地的な災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部の設置基準

- 島原市に、高潮警報が発表された場合

2 設置、指揮の権限

市民安全課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 災害対策班長	第2順位 地域防災班長
-------------	-------------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 浸水災害等に関する情報収集、警戒巡視
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部体制の解散等

市民安全課長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市民部長の判断による災害警戒本部体制（第2配備）、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められる時は、災害警戒本部を解散する。

第4 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

1 災害警戒本部体制（第2配備）の設置

市民部長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民部長を本部長として各部長をもって災害警戒本部体制（第2配備）を設置し、浸水災害警戒配備体制として応急対策班及び第1配備の一部要員を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部体制（第2配備）の設置基準

- 島原市に、大雨特別警報が発表され、局地的な災害が発生、又はそのおそれがある場合
- 高齢者等避難の発令が予想される場合

2 設置、指揮の権限

市民部長は、災害警戒本部体制（第2配備）の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| 第1順位 市民安全課長 | 第2順位 総務部長 | 第3順位 市長公室長 |
|-------------|-----------|------------|

3 活動内容

災害警戒本部体制（第2配備）の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 浸水災害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部体制（第2配備）の解散等

市民部長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部体制（第2配備）を解散する。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき、必要があると認める時は、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて第3配備、第4配備の担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 市内で相当の災害が発生、又はそのおそれがある場合
- 市河川全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合
- 避難指示の発令が予想される場合

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所 本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできない時は、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次の施設に本部を移設する。

有明支所

2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた時は、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（市長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

また、本部長（市長）は、現地の災害応急対策が概ね終了した時、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消した時は、現地災害対策本部を解散する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（市長）が副本部長、本部員、その他職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ① 被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関対策本部への連絡
- ② 要望の把握、災害対策本部への伝達及び関係機関との現地調整
- ③ 必要により現地調整会議の実施

(3) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要する時は、本部長（市長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- 高齢者等避難の発令
- 避難指示の発令
- 緊急安全確保の発令
- 警戒区域の設定

○ 通行規制

3 災害対策本部の解散

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール・ライン等
報 道 機 関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

第6 災害対策本部の運営

第3章第1節第6 災害対策本部の運営を参照。

第7 情報の収集、伝達

1 洪水情報等の収集

- (1) 災害時における被害を最小限にとどめるため、主要河川に簡易な量水標を設け、観測者を設置し、河川の水位情報を収集する。
- (2) 県が公表している長崎県河川の砂防情報システムにより水位情報を収集する。

■水位観測所（テレメーター）

河川名	観測所名	位置	水位 (m)				量水標管理者
			第1基準	第2基準	避難判断水位	第3基準	
大手川	大手川	島原市萩原	1.62	2.22	2.4	2.82	島原振興局長

第1基準：満杯水位の6割（水防団待機水位）

第2基準：満杯水位の8割（氾濫注意水位）

第3基準：満杯、護岸の高さ（氾濫危険水位）

避難判断水位：住民に避難を促す判断水位

2 水位の伝達

- (1) 量水観測者は、気象状況の通知を受けた時は、又は、出水のおそれを察知した時は、水位の変動を監視しつつ、次の通知水位（通報の基準）に達した場合は直ちに水防本部に通報する。

■通報の基準

- 水防団待機水位に達した時より、この水位を下げるまでの間、各時間
- 沈没注意水位に達した時
- 沈没危険水位に達した時
- 沈没注意水位を下った時
- 水防団待機水位を下った時

(2) 水防本部及び市民安全対策部は、上記の通報を受けた場合は、関係機関等に通報するとともに、防災行政無線、防災メール及び消防団等により市民に伝達する。

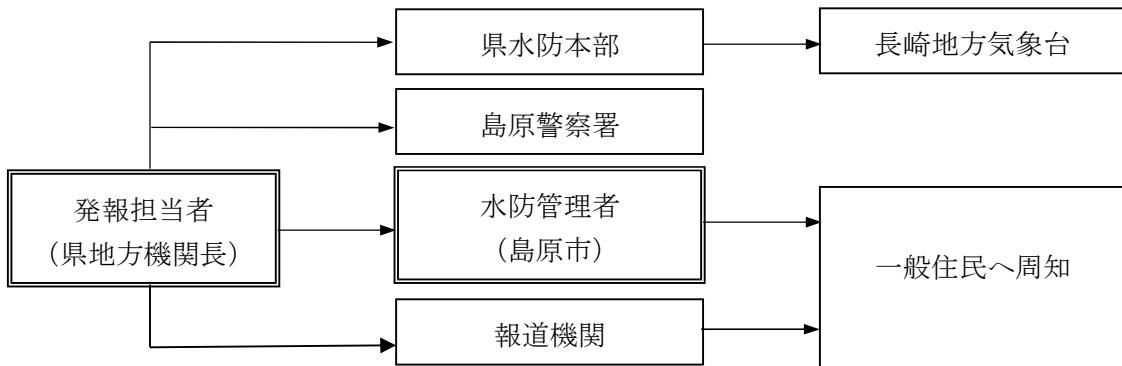
(3) 雨量の通報

- ① 水防管理者は、水防地方本部から気象情報を受けたとき、又は出水の恐れがあると察知したときは、雨量を観測し、所定の事項を水防地方本部に報告するものとする。
- ② 防地方本部は、管下の水防管理者からの通報があった場合は、直ちに水防本部に報告するものとする。
- ③ 防管理者又は地方水防本部の報告は、下記の要領による。
 - ア 定量観測報告：総雨量が 50mm、75 mm、100 mmになったとき、及び時間雨量が 30 mmに達した時
 - イ 提示観測報告：総雨量が 100 mmを超えたときは、30 分後に報告する。
 - ウ 終雨報告：天候が回復し、雨が止んだときに報告する。
 - エ 特に指定された時。

3 洪水情報等の伝達

水防管理者（市民安全対策部）は、水防警報の通知を受けた時は、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防団（消防団）及び水防関係機関と連携して、災害情報の共有を図り、防災行政無線、防災メール等により住民に周知を行う。

■連絡通信系統



水位周知河川の水位情報のながれ（「避難判断水位」「沈没危険水位」に達したときに発表）

第8 避難対策

1 避難誘導体制

市は、浸水灾害に対する住民の警戒避難体制として、大雨や洪水警報等が発表されたら直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定するものとする。

また、水位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定される浸水区域に避難指示を発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

2 避難の指示等

避難の指示等は、第3章第10節第1 避難の指示等のとおりとする。

■避難情報の発令基準

区分	発令基準	備考
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨注意報が発表され、なおかつ次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 注意報から警報に切り替わる可能性が言及された場合 ② 台風情報で、台風の暴風域が島原市にかかると判断される場合又は台風が市に接近することが見込まれる場合 	※ 県、気象庁及び関係機関の意見等を踏まえて総合的に判断する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨、洪水警報発表された場合 ○ 大雨・暴風の特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○ 台風の進路にあり、島原市が暴風域圏内に入ることがほぼ確実と判断した場合 ○ 高潮特別警報が発表された場合 	

3 避難対象及び方法等

(1) 避難すべき重点地域

浸水が発生した場合に浸水等の被害が想定される地域で、過去の浸水被害等の発生は無いが、令和2年に制定された洪水浸水想定区域に基づき、浸水が予想される地域を避難すべき重点地域とする。

避難すべき地域	「12町内会 1,083世帯、2,059人」	(令和5年2月現在)
森岳地区：中町、片町、新田町、上の町、今川町、北原町 靈丘地区：新町、高島一丁目、万町、萩原町一丁目、萩原町二丁目、萩原町三丁目		

(2) 指定避難所の措定

指定避難所は、大手川流域の北側は森岳公民館、島原文化会館とし、流域南側は靈丘公民館、状況により島原市靈丘公園体育館とする。

(3) 避難方法

避難対象者は、図の方向、経路を参考に、大手川に対して可能な限り垂直に避難し、大手川を渡ることが無いよう、速やかに警戒すべき重点地域から立退き避難する。これができない場合、または避難が遅れた場合には、垂直避難等により、最寄りの高台、若しくは自宅の2階等に避難し安全を確保する。

■避難誘導経路



4 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、潮位が5mを超え、暴風警報の発表又は時間雨量50mm以上が2時間継続した場合並びに台風と重なった場合(24時間前から)を基本とする。

なお、状況に応じ、早めに指定避難所の開設を準備し、住民の安全を確保するとともに、防災行政無線等により住民等へ周知する。

その他、第3章第10節第5 指定避難所の開設に定めるところによる。

5 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関しては、第3章第10節第6 指定避難所の運営に定めるところによる。

第9 浸水災害応急対策活動

浸水災害応急対策活動は、第3章第7節 救助・救急・消防活動、第8節 医療・救護活動、第9節 交通対策・緊急輸送、第11節 要配慮者等対策、第12節 生活救援活動、第14節 防疫・清掃活動、第15節 遺体の処理・埋葬、第16節 文教対策、第17節 公共施設等の応急対策に定めるところによる。

第6節 危険物災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 (文字枠は主担当、斜字は副担当)
第1 危険物等災害の応急対策	●			55	市民安全対策部、 消防本部、 関係各部

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物等の対象と対応方針

本節における危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で規定する「火薬類」をいう。

危険物等により災害が発生した時は、消防本部が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとり、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模地震等が発生した時は、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとるとともに、応急対策活動に必要な配備を講ずる。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

市民安全対策部、企画対策部、消防本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に順次連絡する。

また、市及び関係機関でこれに対応できない時は、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

■石油類対策

- 施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備えること。
- 施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し訓練すること。
- 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。
- 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知すること。
- その他必要な措置をとること。

■火薬類対策

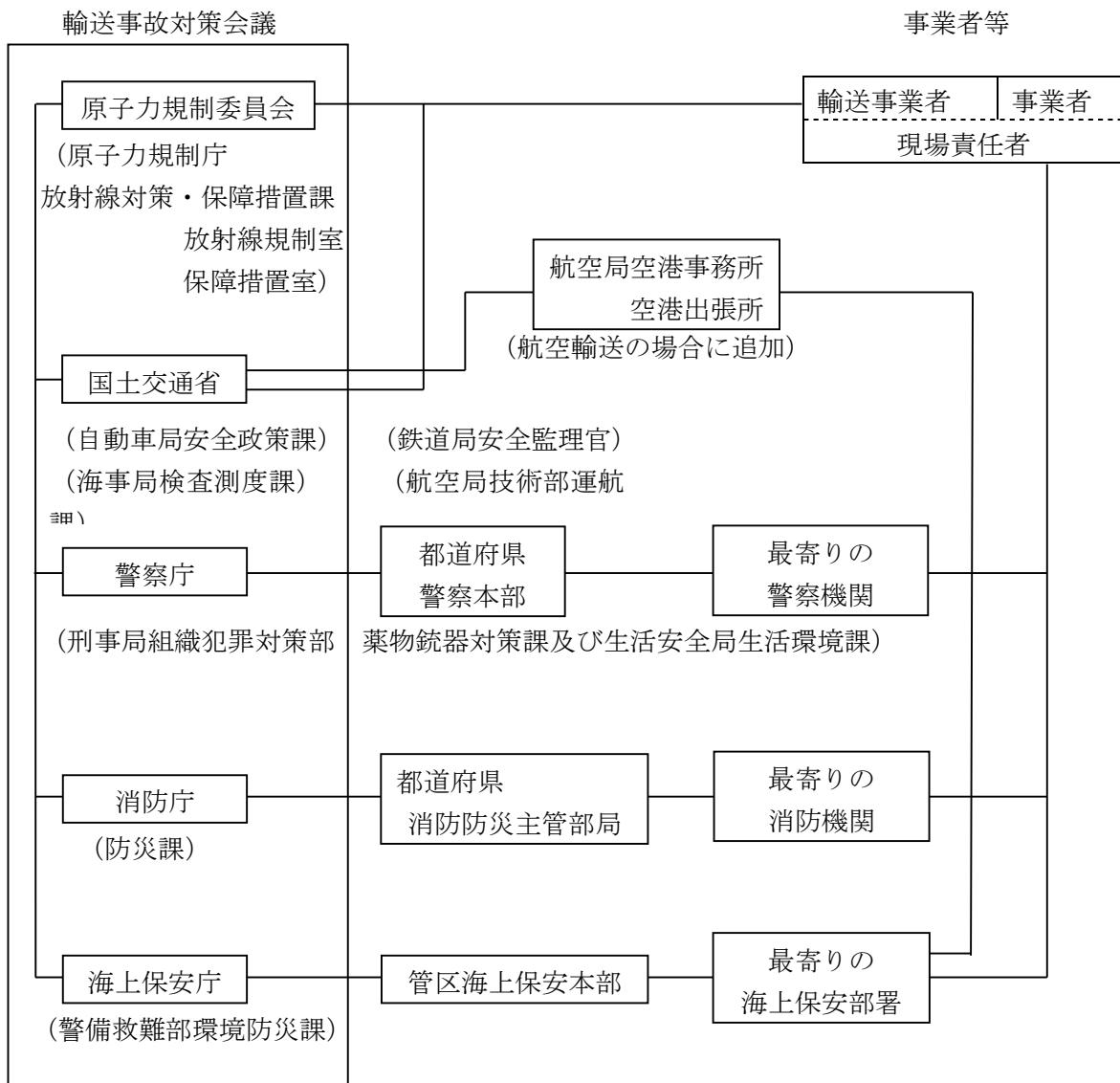
- 火薬庫、火薬類の所有者等の措置
 - 時間的余裕がある場合には、火薬類を早急に安全地帯へ移動させる。なお、このような場合には、監視人を配置し、盗難等事故防止に努めること。
 - 時間的余裕が無い場合には、火薬類を川、井戸等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずること。
 - 火薬庫の入口、窓等は完全に閉鎖し、本部に対しては注水、泥土の塗付等防火措置を講じ、必要によっては附近住民に避難の警告を行うこと。
 - 吸湿、変質、不発、半爆等により著しく原性能もしくは原形を失い又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄すること。
- 知事の措置
 - 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
 - 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
 - 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。
 - 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。
- 警察官の措置
 - 火薬類を運搬している自動車又は軽車両の検査と災害の発生を防止するため必要な応急措置の命令を発すること。
 - 市長から要求があったときは、基本法第条の規定に基づき災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。
 - 市長から要求があったとき、又は市町長等が現場にいないとき、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずること。

■ 高圧ガス対策

- 製造業者等の措置
 - 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。
 - 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になった時は、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。
 - 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失すことなく従業員又は附近的住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。
 - 充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

- 製造業者等の措置
 - 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。
 - 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になった時は、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。
 - 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失すことなく従業員又は附近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。
 - 充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高压ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずること。
- 知事の措置
 - 製造若しくは販売のための施設、高压ガス貯蔵所又は特定高压ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止することを命ずること。
 - 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
 - 高压ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。
- 警察官の措置
 - 火薬類の応急対策に準じて措置する。
- 海上保安官の措置
 - 警察官が行う火薬類の応急対策に準じて措置する。

■事故時の連絡体制



5 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生した時は、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ通報し、次のとおり速やかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区分	応急対策
危険物施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物取扱作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
毒物・劇物保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置

高压ガス施設	<input type="radio"/> 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 <input type="radio"/> 落下防止、転倒防止等の安全措置 <input type="radio"/> 火気使用禁止の広報や危険な時の警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	<input type="radio"/> 火薬類の安全な場所への移動 <input type="radio"/> 在置火薬類に関する情報収集 <input type="radio"/> 飛散火薬類等の検索回収 <input type="radio"/> 注水その他の延焼防止活動

第7節 原子力災害対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当	
					(文字枠は主担当、斜字は副担当)	
第1 体制の整備	●			61	市民安全対策部、関係各部	
第2 情報の収集、提供	●			62	市民安全対策部	
第3 避難対策	●	●		66	市民安全対策部、福祉保健対策部	
第4 原子力災害応急対策活動		●		66	市民安全対策部、商工観光対策部	

第1 体制の整備

市は、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、市民への情報伝達体制等必要な措置をとるとともに、国、県、佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

1 災害対策本部の設置

本部長は、原子力災害による影響が市に及ぶことが明らかとなった場合、災害対策本部を設置し、応急対策活動に必要な対策部を配備する。

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所 本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできない時は、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次の施設に本部を移設する。

有明支所

2 災害対策本部の設置、指揮の権限

本部長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができない時は、次の順位で代行する。

■代行順位

第1順位 副市長 第2順位 市民部長 第3順位 総務部長

3 災害対策本部の解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール・ライン等
報 道 機 関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

5 分掌事務

原子力災害に関し、市が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

■対処すべき事務又は業務の大綱

所掌事務又は業務の大綱
(1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (2) 災害に関する情報収集・伝達及び広報 (3) 緊急時モニタリングへの協力 (4) 避難住民の避難受入れに係る協力

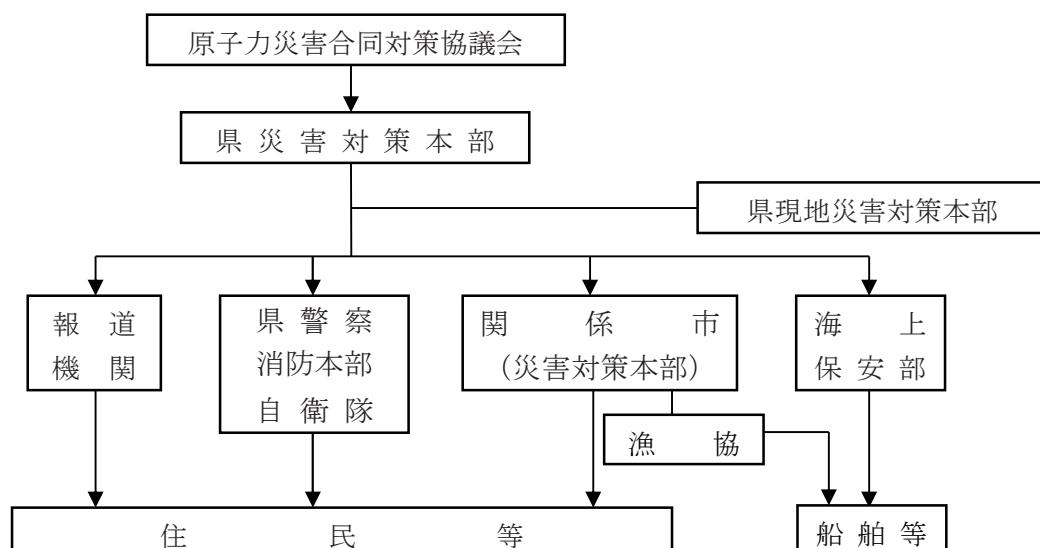
第2 情報の収集、提供

1 市民等への情報伝達活動

市民安全対策部は、関係機関等から収集した原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果、SPEEDIによる放射能影響予測等）、避難情報、緊急時における留意事項、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制など、市民等に対し正確かつきめ細かな情報を提供する。

情報提供に際しては、要配慮者に配慮する。また、インターネットやメール等を活用した情報提供を行う。

■市民等に対する指示伝達系統図

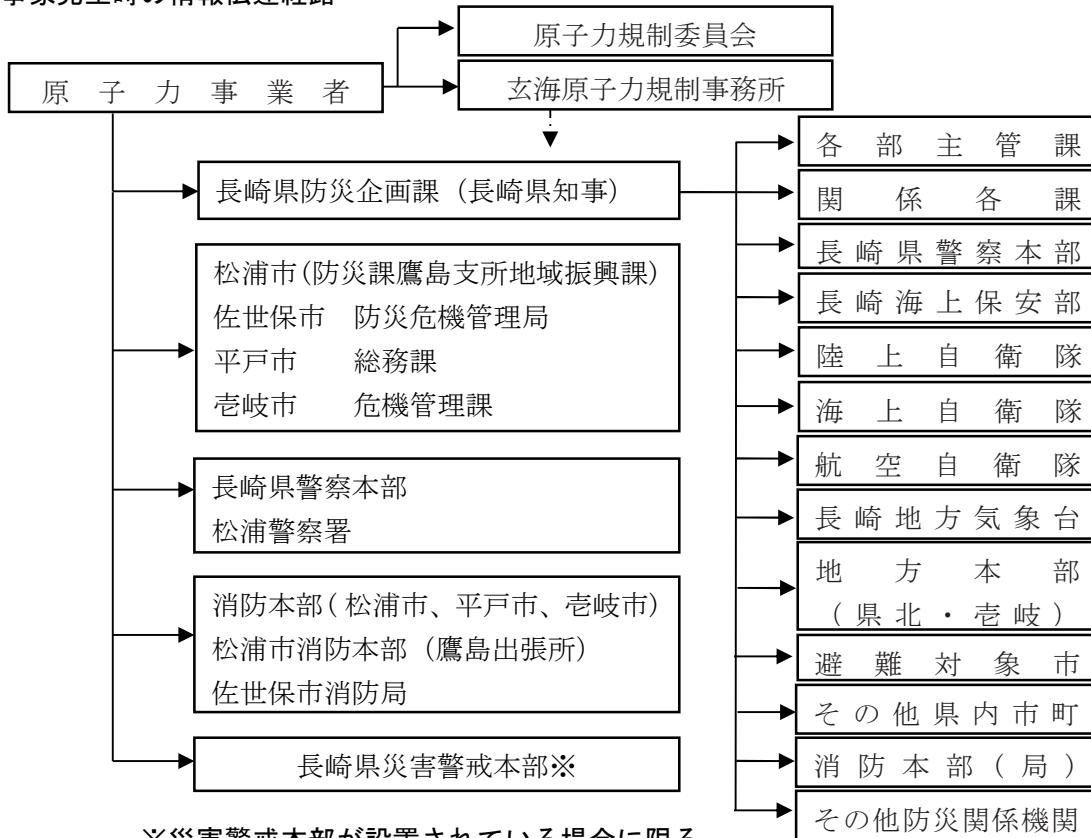


2 市民等からの問合せに対する対応

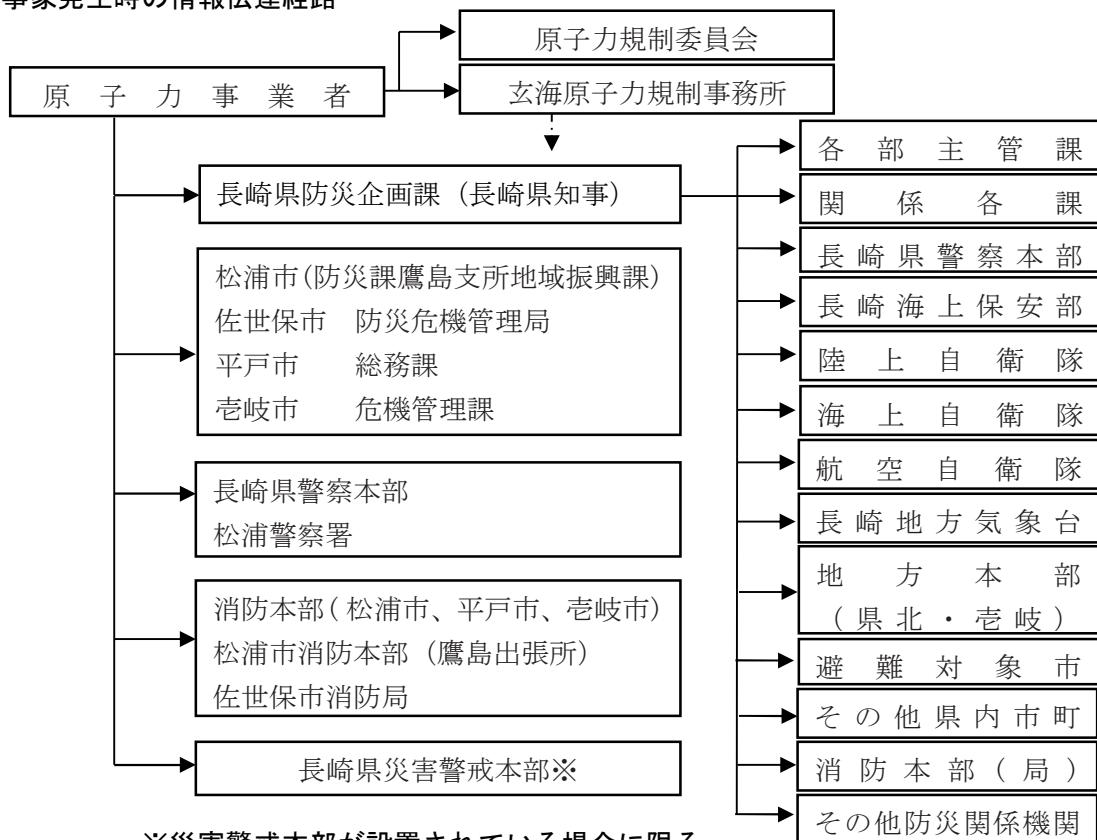
市民安全対策部は、市民からの問合せに対応するため、窓口の設置等の体制を検討する。

また、県等の協力を得て、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備えて置くようとする。

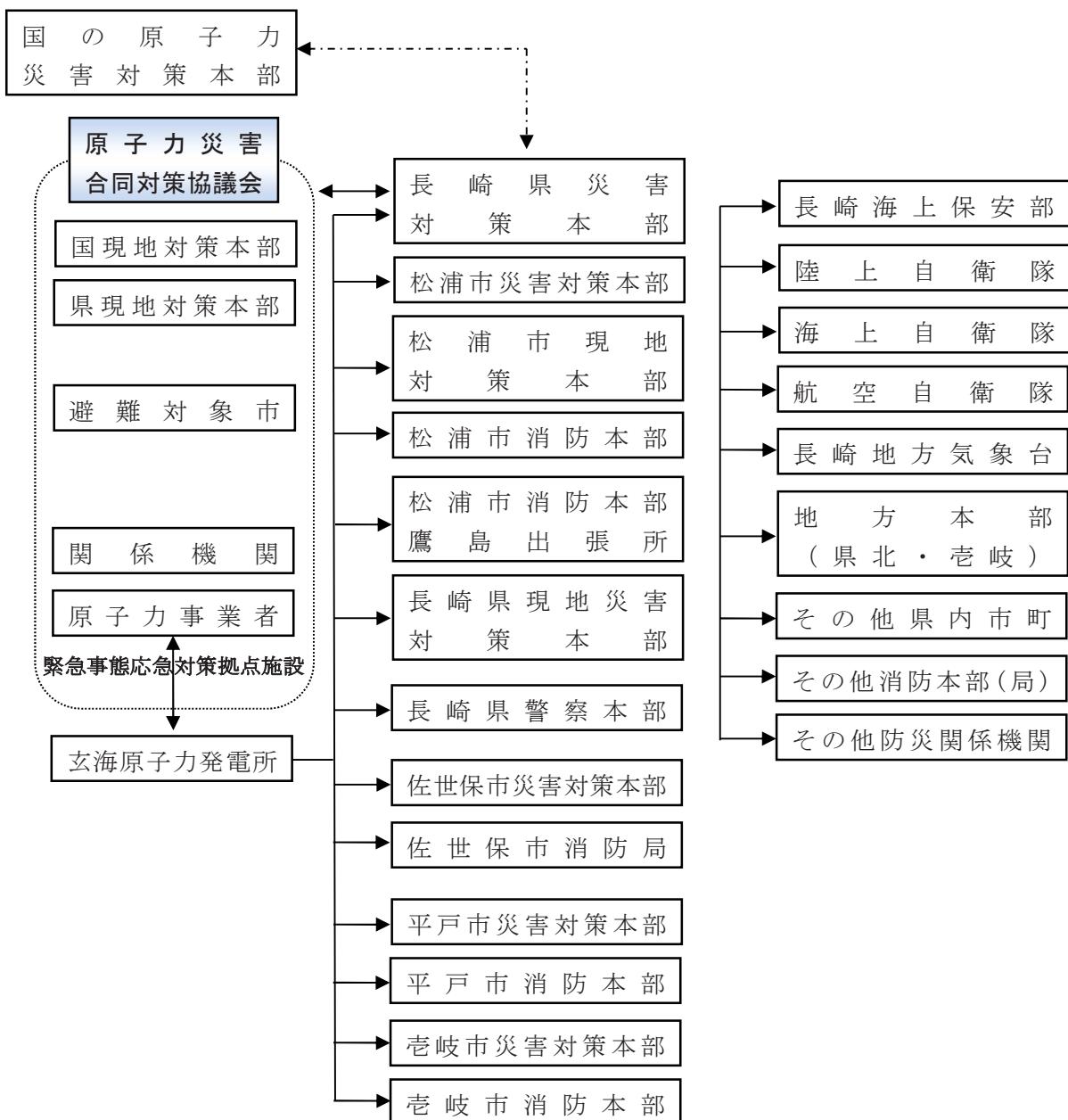
■警戒事象発生時の情報伝達経路



■特定事象発生時の情報伝達経路



■緊急事態宣言発生時の情報伝達経路



第3 避難対策

1 避難者の受入れ

市民安全対策部及び福祉保健対策部は、原子力災害の避難対象市に避難のための避難指示等が出された際に、本市が避難先として避難者を受入れる場合においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

なお、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な指定避難所において受入れる体制を整える。

2 避難者の健康対策

福祉保健対策部は、指定避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

第4 原子力災害応急対策活動

1 緊急モニタリング活動への協力

市民安全対策部は、県より緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、これに協力する。

2 飲料水、飲食物の摂取制限等

市民安全対策部は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

また、市民安全対策部は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

3 農林畜産物等の摂取及び出荷・移動制限

産業対策部は、県の指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛及び飼料の使用・流通自粛等必要な措置を講じる。

また、市民安全対策部は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第8節 特別災害対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当	
					(文字枠は主担当、斜字は副担当)	
第1 特別災害が発生した場合	●			67	市民安全対策部、関係各部	
第2 被害情報等の収集伝達	●			69	市民安全対策部、関係各部	
第3 漂流油に対する汚染対策	●			69	市民安全対策部、関係各部	

この計画は、自然現象等における災害だけでなく、事件、事故、環境問題等に起因し、被害規模が一定以上のもので、緊急事態が発生した場合の対応措置についてあらかじめ定めるものである。

第1 特別災害が発生した場合

直ちに、市民部長を本部長とする災害警戒本部拡大体制をもって特別対策本部を設置するものとする。

なお、状況により、災害の規模が甚大な場合は、市長を本部長とする特別災害対策本部を設置することもある。

1 特別災害の種類及び編成

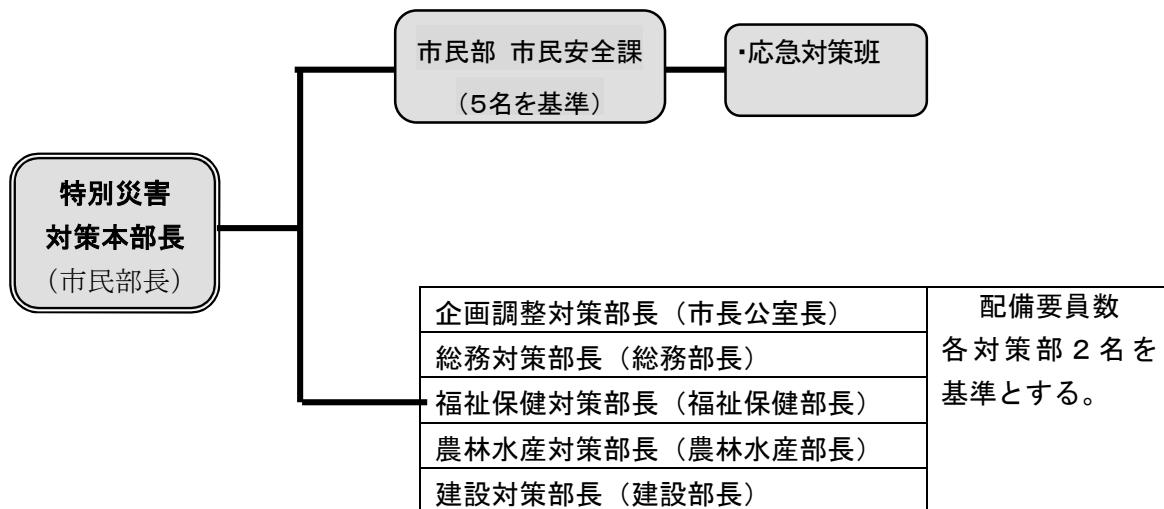
災害種別	災害の形態	主管対策部
航空灾害	<input type="radio"/> 旅客の墜落による大規模事故 <input type="radio"/> 人家密集地への航空機墜落による大規模事故	市民安全対策部 企画調整対策部 総務対策部
海上灾害	<input type="radio"/> 旅客船の衝突、沈没による大規模事故 <input type="radio"/> 漁船、貨物船等の転覆、衝突による大規模事故 <input type="radio"/> 大規模な重油等の流出事故 <input type="radio"/> 漂流油による沿岸汚染	市民安全対策部 企画調整対策部 総務対策部 商工観光対策部
列車・自動車事故	<input type="radio"/> 交通事故による大規模事故 <input type="radio"/> 列車の衝突、転覆による大規模事故	市民安全対策部 企画調整対策部 総務対策部 福祉保健対策部
大規模火災	<input type="radio"/> 劇場、大型店舗等における出火 <input type="radio"/> 広範囲における山林火災 <input type="radio"/> 人口密集地帯における大規模火災	市民安全対策部 企画調整対策部 総務対策部 福祉保健対策部
雑踏灾害	<input type="radio"/> 競技場等多数の人が利用する場所における大規模事故 <input type="radio"/> 雜踏による大規模事故	市民安全対策部 企画調整対策部 総務対策部 福祉保健対策部
自然環境災害	<input type="radio"/> 酸性雨、黄砂等環境に起因する大規模災害 <input type="radio"/> 特異な自然現象による大規模災害	市民安全対策部 企画調整対策部 総務対策部 福祉保健対策部

2 特別災害の認定基準

- (1) 死者が概ね 10 人以上の場合（行方不明者を含む。）
- (2) 死傷者が概ね 30 人以上の場合（行方不明者を含む。）
- (3) 重傷者が概ね 50 人以上の場合
- (4) 負傷者が概ね 70 人以上の場合

3 特別災害対策本部の組織

■ 特別災害対策本部



(1) 特別対策本部の設置場所は、市民部長を本部長とするものについては、市民安全課内に、市長が本部長となる場合は、有明支所議会室に設置するものとする。

(2) 組織

- ① 特別災害の設置条件に該当するときは、市民部長は直ちに特別災害対策本部を市民安全課に設置するとともに、各対策部を編成して、指揮する。
特別災害対策本部長がやむを得ない事情により指揮できない場合は、次の順位に基づき代行者がこれを行う。

第1順位： 市民安全課長
第2順位： 総務部長
第3順位： 市長公室長

- ② 市民部長は、災害が予想以上に甚大であり、大規模な災害応急対策が必要と判断される場合は、市長を対策本部長とする島原市災害対策本部体制へ移行する。

(3) 分掌事務

災害対策本部組織の分掌事務を準用する。

第2 被害情報等の収集・伝達

被害情報の収集・伝達については、第3節を準用する。

第3 漂流油の汚染対策

1 対策要綱の制定

- (1) 沿岸住民に対する汚染関係情報の周知及び広報
- (2) 機資材の整備保管
- (3) 漂流油の沿岸汚染防止計画の策定
- (4) 漂流油の湾内、港内定置網、養殖施設への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
- (5) 関係機関への応援及び協力
- (6) 県及びその他の機関への汚染に係わる必要な検査の依頼
- (7) 漂着油の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- (8) その他必要な事項

2 漂流油との流入防止

海上保安部から漂流油の通報を受け、又は自ら発見した場合は、港内等への流入を防止するため警戒態勢に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置する。